

# ご存じですか？標識・標示

令和4年5月  
平戸警察署  
交 通 課

道路には色々な標識が建てられ、路面にも色々な標示がされていますが、標識・標示の内容に応じて、設置管理者や様式などが「標識標示令(\*1)」で決められています。

\*1 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号)

## § 1 標識の種類

※1 ( ) 内は設置者

※2 「道路管理者」とは、国道は国土交通省(河川国道事務所)、県道は県(各振興局)、市町道は各市町土木部です。(3桁番号の国道は県が管理している。)

※3 「公安委員会」の業務は警察が行います。

案内標識 (道路管理者)	方面及び方向	国道番号	駐車場	入口の方向	料金徴収所	総重量限度 緩和指定道路

警戒標識 (道路管理者)	車線数減少	学校、幼稚園、 保育所等あり	踏切あり	すべりやすい	落石の おそれあり

規制標識 (公安委員会)	一時停止	最高速度	車両進入禁止	指定方向外 進行禁止	一方通行	自転車及び 歩行者専用

※ 「規制標識」のうち、「危険物積載車両通行止め」「最大幅」「重量制限」「高さ制限」「自動車専用」「許可車両専用」及び「許可車両(組合せ)専用」を表示するものは道路管理者が設置する。

指示標識 (公安委員会又は 道路管理者)	横断歩道	駐車可	優先道路	規制予告

補助標識 (公安委員会又は 道路管理者)	始まり	終わり	日・時間	車両の種類
			日曜・休日を除く 8-20	大貨 原付を除く

## § 2 標示

道路標示の設置者区分は明文化されていないが、通常、道路交通法上の規定に基づく交通規制に関するものは都道府県公安委員会が設置し、それ以外のは道路管理者が設置している。